

都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定 実施細目

(趣 旨)

第1条 この細目は、都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、その実施に関し、必要な事項を定める。

(要請手続)

第2条 協定第2条の協力要請（以下「要請」という。）は、東京都教育委員会（以下「甲」という。）が都立学校施設の維持管理に関して委託している公益財団法人東京都教育支援機構（以下「TEPRO」という。）から一般社団法人東京電業協会及び一般社団法人東京都電設協会（以下「乙」という。）が乙と乙の会員（以下「会員」という。）との連絡を統括する者として地区ごとに定めるもの（以下「地区連絡責任者」という。）に対して行う。

(業務の実施)

第3条 甲は協定締結後、速やかにTEPROの地区担当者が所管する都立学校を乙に対して明らかにし、乙はこれに基づき、震災時に各会員の担当する都立学校を決定するとともに、地区連絡責任者を決定して、甲に報告する。

2 地区連絡責任者は、TEPROから要請を受けた時は、要請にかかる都立学校を担当する会員に連絡を行い、その出動を促す。

3 前項の連絡を受けた会員は出動に当たり、要請にかかる都立学校に連絡を行う。

4 協定第5条第3項の報告先はTEPROとする。

(費用の精算)

第4条 甲は、協定第3条の業務に要する費用については、会員の請求に基づき、TEPROが支払う。

附 則

この実施細目は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（令和5年6月30日5教総総第811号）

この実施細目は、令和5年7月1日から実施する。